

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により岐阜県知事から
監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の
内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 26 日

岐阜県監査委員	伊 藤 英 生
岐阜県監査委員	藤 本 恵 司
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和7年度随時監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A－B－C
県及び一般社団法人岐阜県観光連盟における詳細不明の返還金等に係る会計処理等の実態及び内部統制の機能状況等について	7	0	1	6

※「今回措置を講じたもの」については、令和8年8月20日に知事から通知があったもの

2 随時監査の結果（指摘事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
農産物流通課	令和5年度に開催予定のイベントに必要な費用であることを知りながら、令和4年度に食材PRイベント会場装飾品物品制作委託業務に係る契約を締結し、納品等の事実がないにもかかわらず、契約が適正に履行されたとして、令和5年3月24日に契約金額全額を支払っていた。また、発注した物品の納入状況についても、発注者として全く把握しておらず、物品の調達・管理に対するチェック機能が十分に働いていなかったことから、今後はかかることのないよう適正に処理されたい。	本事案は、外部の者からの関係法令等を逸脱した予算執行の要求に対し、組織としての対応が不十分であったため、契約・検査を適切に行っていなかったものである。また、同様の理由から関係する物品の納入について、検査者や補助者による確認を適切に行っていなかったものである。 監査結果を受け、令和8年5月28日及び29日に、所属職員に対して法令の遵守と公正な職務遂行等に係る倫理研修を実施するとともに、外部の者からの不当な要求に対しては組織として対応すること、また内部の不正や違法行為に対しては「岐阜県職員等公益通報取扱要綱」に基づく公益通報窓口や外部相談員への相談、通報制度があることについて改めて周知徹底した。

		今後は、配布・貸出を目的とした物品の納品検査については他係の職員の立会を必須とし、また、検査者が直接確認することが困難な指定場所への物品納品や指定場所での業務を行う契約の場合、岐阜県会計規則取扱要領第122条関係第1項（六）に基づき、補助検査調書・完了届等により物品の納入又は業務の履行を確認することとする。 物品の発注に当っては、発注の各担当者が数量を精査するとともに、担当係長及び管理職員が当課独自様式の「利用管理簿」により活用状況を把握しながら適正な管理を行う。
--	--	--